

災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要

個別避難計画の作成(法49条の14～17(新設))

令和3年3月5日(金)閣議決定

○市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(個別避難計画)を作成するよう努めなければならないこととする(ただし、避難行動要支援者本人の同意が得られない場合には、努力義務規定がかからないこととする)。

○避難支援等の実施に必要な限度で、計画に記載された情報を目的以外の目的のために内部で利用することができることとする。

○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に当たり、マイナンバーに紐付く情報を活用できることとする。

※個別避難計画情報の外部提供については、平時には避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を要する(計画情報の収集(計画の作成)段階で同意するか否かの確認を行う)こととし、災害時には避難行動要支援者等の同意を要しない(名簿と同様の扱い)こととする。

※なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援を行う者(避難支援等関係者)に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮(平時において、災害時の誘導體制の整備を行うこと等)を行う。

【計画の記載項目】

- ・避難行動要支援者の情報(氏名、住所又は居所、電話番号等連絡先、支援が必要な理由等)
- ・避難支援等実施者の氏名又は団体の名称、住所又は居所、電話番号等連絡先(※)
※避難支援等実施者と連絡がとれる程度の記載で可とする予定。
- ・避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項(※)
※避難支援等を実施する上で特段注意すべき事項があれば記載する運用で可とする予定。

○施行日…公布から1カ月以内の政令で定める日

個別避難計画の作成促進に向けた今後の取組③

3. 優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する地方交付税措置について

- 個別避難計画の作成に際しては、要介護度3～5の高齢者や身体障害者手帳1級・2級等を所持している者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいと考えていること。
- また、その作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定していること。
- これらを踏まえ、令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされていること。

注：「避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について」（令和3年1月29日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課）より抜粋。

4. 個別避難計画の作成モデル事業について

- 令和3年度当初予算案において、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、モデル事業を実施するための予算を計上。

個別避難計画作成モデル事業（概要）

- 令和3年度当初予算案において、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、モデル事業を実施するための予算を計上。3月4日付で自治体に対し、公募開始。（〆切4月6日）

<内容>

① モデル事業の実施(効果的・効率的なモデルの創出、展開)

モデル事業は、②市町村事業が実施する「市町村事業」(特別区も市町村事業の対象となる。)、
③都道府県が②の市町村事業を支援する「都道府県事業」がある。

②市町村事業
各都道府県を通じて、個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組み市町村を公募。※合わせて都道府県の支援内容(都道府県事業)が提案される場合は、審査において加点する。
③都道府県事業
域内の②市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換して改善し、横展開することなどに取り組み都道府県を公募。

② 自治体間によるノウハウ共有の場の提供

全国の市町村・都道府県の間において、定期的に②、③の取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、自治体間で得られた知見を効果的に共有できる機会を提供する予定。

③ 成果の普及(内閣府ポータルサイト立上げ、成果発表会の開催、報告書・事例集の作成など)

本業務で得られた知見をポータルサイト、成果発表会、報告書・事例集等により、全国の自治体に対する普及・啓発を行う予定。

<① モデル事業の主な取組例>

- 福祉専門職(介護支援専門員や相談支援専門員)の参画に関するもの
- 福祉専門職(介護支援専門員や相談支援専門員)以外の関係者の参画に関するもの
- 優先度の高い方について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
- 避難行動要支援者名簿掲載者全員について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
- 個別避難計画を広く普及させるための効率的な手法等に関するもの
- 本人・地域記入の個別避難計画に関するもの
- 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの
- 福祉避難所への直接避難に関するもの
- 特別支援学校に関するもの
- 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの
- 個別避難計画の内容の改善に関するもの
- 地区防災計画との連動に関するもの
- 防災・減災の整備等と個別避難計画等のソフト事業との一体的な検討に関するもの
- 住民への周知・啓発や避難支援等実施者の確保に関するもの
- 人材育成に関するもの

<スケジュール>

日程	内容
3月4日(木)	公募開始
3月5日(金)	都道府県担当者説明会
4月6日(火)	公募締切(提案書の提出期限)
4月中	審査・選定
令和3年5月ごろ～ 令和4年3月まで	事業実施期間

19